

枚方市学校園安全共済会の災害共済給付制度について

安全共済会は、枚方市PTA協議会独自の共済制度として、PTA会員の会費と市の補助金で運営している団体です。その運営には、PTA会員と学校の代表が関わっています。

学校、幼稚園の管理下で災害(負傷、障害、死亡)が発生したとき、災害共済給付が行われる生徒・児童・園児のための共済制度です。(平成27年度より障害見舞金は廃止されました)

また、小学校新1年生の黄色い帽子・登下校用安全旗などの子どもたちへの安全教育に関するものや、マスク・消毒液などの感染症予防のための消耗品も安全共済会で配布しています。

会費(年額) 小学生・中学生 300円 幼稚園児 140円 (保護者負担)
ただし、小・中学校の要保護、準要保護家庭の生徒・児童は、会費を免除します。

給付対象・給付金

災害	災害の範囲	給付金額
けがの場合	<p>学校園管理下における事故</p> <p>学校管理下の範囲とは授業(保育)時間以外に休憩時間・登下校園中部活動及び遠足修学旅行などの特別活動も含む</p>	<p>① 補填料</p> <p>(1) 室料差額は、治療上やむをえないと医療機関が認めた場合、1日5,000円を限度として給付する。</p> <p>(2) 総医療費が5,000円未満の場合については治療を完了した時点で自己負担額と総医療費の1割を給付する。</p> <p>(3) 眼鏡・コンタクトレンズは、<u>身につけた状態で破損した場合</u>、10,000円を限度として給付する。ただし<u>本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外とする。破損部分の写真を貼付する。眼鏡専門店で購入すること。</u></p> <p>(4) 補助具(装具)は、身に付けた状態で破損した場合、15,000円を限度として給付する。ただし、本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外とする。</p> <p>(5) 特別初診料(特定療養費)等については、必要に応じて給付する。</p> <p>② 歯冠補綴</p> <p>医療機関が必要と認め、中切歯から犬歯までの上下12本の範囲内で、日本スポーツ振興センターの給付対象外となる2本以下を補綴した場合に限り、1本につき一度だけ50,000円を限度として給付する。</p>
		<p>死亡した場合</p> <p>死亡弔慰金</p> <p>10万円 (通学中はその半額)</p>

給付金請求の手続きについては学校にお尋ねください。

- ・上記①の(1)(3)(4)(5)、②については領収書(写可)が必要です。(領収書には子どもの名前で記入してもらってください。なお保護者の名前の領収書になる場合は但し書きに子どもの名前を記入してください)
- ・眼鏡・コンタクトレンズの破損の際は、必ず破損の状況を学校園の教諭に確認してもらってください。
- ・眼鏡の領収書は、眼鏡専門店発行のものに限ります。
- ・学校園経由で枚方市学校園安全共済会へ請求し、審査・給付決定後、給付金を指定金融機関へ振り込みます。(審査で対象外になることがあります)
- ・「口座振替依頼書」には、必ず印鑑を押してください。なお、申請から給付まで1~2か月かかります。
- ・給付事由が生じた日から2年間請求が行われなかった場合は、時効によって請求権がなくなります。